

キクチ健康保険組合並びに㈱キクチメガネ、㈱アジョックキクチが共同で実施する健康診査事業の公表について

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用——については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。キクチ健康保険組合では、健康診査事業について、㈱キクチメガネ、㈱アジョックキクチと共同実施し、健診データを共同利用しております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名もしくは名称——について、次のように公表いたします。

1. ㈱キクチメガネ、㈱アジョックキクチとの健康診査事業の共同実施について

当組合では、被保険者（従業員）の健康管理を考える上で効率的、効果的であるため、母体企業である㈱キクチメガネ、㈱アジョックキクチとともに、健康診査事業を共同実施しています。

2. 共同利用する健診データ項目について

- 内科診察（問診と聴打診、既往歴および業務歴の調査、自覚症状および他覚症状の有無の検査）
- 身体計測
 - ・身長、体重、腹囲、肥満度、BMI
- 視力・聴力検査（会話法あるいはオーディオメーター）
- 胸部X線
- 肺機能測定
 - ・肺活量、予測肺活量、肺活量比、一秒量、一秒率
- 喀痰検査（結核菌、または肺がん検診）
- 血圧測定
 - ・収縮期、拡張期
- 心電図検査（安静時あるいは負荷）
- 尿検査
 - ・蛋白、糖、潜血
- 血清検査
 - ・尿素窒素、クレアチニン
- 胃透視または胃内視鏡検査
- 便潜血反応検査

- 直腸・肛門触診、前立腺（触診、男性のみ）
 - 大腸内視鏡検査（精密検査時）
 - 腹部超音波検査（肝臓、胆のう、脾臓、膵臓、腎臓）
 - 肝機能検査
 - ・ GOT、GPT、 γ -GTP、総蛋白、アルブミン、総ビリルビン、LDH、コリンエステラーゼ、ALP、LAP、A/G
 - 膵臓検査（アミラーゼ）
 - 肝炎ウィルス検査
 - HBs抗原、HBs抗体、HCV抗体（40歳以上1回）
 - 血中脂質・尿酸検査
 - ・ 血清総コレステロール、血清トリグリセライド（中性脂肪）、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、尿酸
 - 血糖検査（糖代謝）
 - 空腹時血糖・尿糖、糖負荷試験（60分血糖・尿糖、120分血糖・尿糖）、HbA1c
 - 血液検査（貧血検査）
 - ・ 白血球、赤血球、血色素量、Ht、血小板、MCH、MCV、MCHC、好中球、好酸球、好塩基球、単球、リンパ球
 - 子宮がん検査（内診、細胞診、女性のみ）
 - 乳がん検査（視触診、マンモグラフィー、超音波、女性のみ）
 - 眼圧検査
 - 腫瘍マーカー検査
 - 上記検査等通知のほか、各項目の判定結果、総合判定・指導事項
- ※ゴチック部分は、労働安全衛生法に定める健診項目（法定健診）

3. 健診データを共同利用する者の範囲について

- ・ (株)キクチメガネ人事総務部所属社員
- ・ (株)アジョックキクチ キクチ眼鏡専門学校事務所属社員
- ・ キクチ健康保険組合所属職員
- ・ 健康保険組合連合会愛知連合会共同設置保健師
- ・ 当組合が委託する特定保健指導受託業者の保健師等

4. 健診データを共同利用する者の利用目的について

- ・ (株)キクチメガネ総務部、(株)アジョックキクチ キクチ眼鏡専門学校事務所においては、労働安全衛生法の目的に沿って、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進します。また、職場だけでなく、労働者が健康な日常生活を送れるように、キクチ健康保険組合とともに、健康の保持・増進に努めます。

具体的健診データの利用は、キクチ健康保険組合にデータ保存し、(株)キクチメガネ産

業医の判定と指示にしたがって、(株)キクチメガネ保健師とキクチ健康保険組合保健師、健康保険組合連合会愛知連合会共同事業保健師による健康相談、健康指導を実施します。

- ・ キクチ健康保険組合においては、健康保険法第 150 条の趣旨に則り、(株)キクチメガネ総務部、(株)アジョックキクチ キクチ眼鏡専門学校事務所とともに、被保険者の健康の保持・増進に努めます。

具体的健診個人表の利用は、事業主の産業医、保健師による健康相談、健康指導を実施します。また、生活習慣病対象者及びその予備軍を、健診個人表を基に抽出し、健康教育を行います。

5. 健診個人表の管理責任者名について

健診データの管理責任者は、(株)キクチメガネ総務部の課長、(株)アジョックキクチ キクチ専門学校事務長とキクチ健康保険組合の常務理事です。

施行期日

平成 20 年 6 月 26 日